平成２３年（フ）第２８６号
香川県高松市朝日町２丁目12番２―23号、住民票上の住所香川県高松市太田下町1939番地５
債務者　松岡　佑太
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２８８号
香川県高松市西宝町１丁目12番８―302号市住
債務者　林原　一樹
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４５６号
仙台市泉区根白石字柏原１番地の２
債務者　伊藤　孔友
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６７９号
仙台市青葉区桜ケ丘４丁目10番３号
債務者　若生　里美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７１４号
宮城県岩沼市館下１丁目２番30―101号
債務者　我妻　　恵
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７４５号
仙台市青葉区西花苑２丁目２番25号
債務者　白幡　葉子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７５９号
仙台市泉区住吉台西４丁目21番地の４
債務者　安部　武明
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７７８号
仙台市青葉区中山８丁目13番25―108号
債務者　土生美智子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９９号
福島県二本松市新座131番地30
債務者　高島　徳史
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１７０号
福島市森合字道端24番地の１　グランドハイツ菅野103号室
債務者　重川マユミ
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　福島地方裁判所

平成２３年（フ）第３３５号
茨城県ひたちなか市外野２丁目10番25号　ケイセイハイツＢ棟202号
債務者　三浦ひろみ
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３４３号
茨城県水戸市東野町141番地の２　サンドミール201号
債務者　前島　　徹
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３４４号
茨城県水戸市見川５丁目154番地の１　メゾン・パーシモンＡ棟201号
債務者　若尾久仁男
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３５６号
茨城県水戸市柳町１―６―６　ガーデニア21　Ｓ　203号室、住民票上の住所栃木県宇都宮市陽西町１番73号
債務者　金子　顕久
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３６４号
茨城県笠間市飯田1758番地
債務者　小松崎益司
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３７３号
茨城県水戸市渋井町536番地の２
債務者　高野　範子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３７６号
茨城県水戸市平須町1828番地の224　シティソノベＡ棟203号、旧住所茨城県水戸市柳町１丁目７番29号
債務者　檜山　景子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで　水戸地方裁判所